

京都市立病院院内保育所運営委託に係る仕様書

京都市立病院院内保育所（以下「保育所」という。）の運営は、本仕様書に基づき行うものとする。

1 保育所運営に関する基本的な考え方

(1) 保育指針

事業者は、「保育所保育指針」（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号。以下「指針」という。）に基づき、運営を行うこと。

(2) 子ども像

次のような子ども像を目標として、保育に当たること。

ア 健康でたくましい子ども

イ 何事にも意欲のある子ども

ウ 心の豊かな子ども

エ 自分で考え行動できる子ども

オ 仲間と共に考え行動できる子ども

(3) 「保育課程」及び「指導計画」の策定

事業者は、指針第四章における「保育課程」及び「指導計画」を毎年度作成し、京都市立病院（以下「病院」という。）に提出しなければならない。

(4) 保育所運営の自己評価

事業者は、保育内容の質向上への取組に対し自己評価を行い、その公表内容を病院へ報告しなければならない。

(5) 苦情処理、業務の改善

保護者はもとより、近隣施設、地域住民から苦情等を受けたときは、速やかに責任を持って解決に向けて努力すること。また、重要な苦情等は、遅滞なく病院に報告すること。

2 保育所運営業務に関する基準

(1) 保育時間

ア 基本保育

月曜日～土曜日 午前7時30分～午後6時30分

イ 時間外保育

午後6時30分～午後9時（月曜日～金曜日）

(2) 休園日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、同月3日、12月29日から同月31日まで

※ 病院職員の出勤を確保するため、休園日における臨時開園を緊急に要請する場合がある。(臨時開園に係る費用は、病院と協議の上、別途定めることができる。)

(3) 職員配置

ア 別紙の「職員配置基準」を満たす職員数を配置すること。なお、毎年度4月1日時点における園児数に対して必要となる職員は、すべて常勤職員とし、年度途中で園児が増えた分は、常勤又は非常勤の職員で対応すること。

イ 保育の実務経験が10年以上ある常勤の保育士を、現場責任者(園長)として配置すること。また、現場責任者(園長)は、社会福祉事業に関する知識又は経験を有する者であること。

ウ 常勤の保育士は、児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けた者とする。

エ 保育に携わる非常勤の職員は、保育士免許を有する者が望ましいが、保育士養成学校の学生等で保育士免許を有しないものを、事業者の責任で配置することができる。

オ 常勤の調理師は、調理師免許と栄養士免許(管理栄養士が望ましい)を有する者とし、2名以上配置すること。

カ 調理を行う非常勤の職員は、調理師免許を有する者が望ましいが、事業者の責任で調理師免許を有しない者を配置することができる。

キ 常勤の保育士は、原則として年度内に交代させないこと。なお、やむを得ない事情のある場合は、事前に病院に報告すること。

ク 時間外保育は、2名以上の体制で行うこと。この場合、少なくとも1名は、常勤の職員とすること。

(4) 給食

事業者は、次の点に留意して、園児に給食を提供しなければならない。なお、適切な給食を継続して提供するため、保育士、栄養士、調理師による給食会議を月1回開催し、給食の提供について質向上に努めること。

ア 大量調理施設衛生管理マニュアル(平成25年10月22日食安発第1022第10号)に基づき、必要な衛生管理体制を確立すること。

イ 昼間、夜間問わず、すべての食事について、保育所内の調理室で調理し、園児に提供すること。

ウ 給食に必要な材料は事業者が調達し、安全な食材を使用すること。

エ 日々の献立を作成し、保護者に示すとともに、0~2歳児はもとより、必要に応じ3~5歳児についても、乳幼児の喫食状況を保護者に知らせること。

オ 一人一人の園児に対する食事について、日常から保護者と密に情報交換を行うとともに、園児別の離乳食オリエンテーションや年1回の給食懇談会を行うこと。

カ 離乳食

① 月齢で離乳食の形態を固定せず、それぞれの園児の食べる機能の発達段階に合わ

せて、調理形態及び与え方を工夫すること。

② 食材そのものの味を味わえるよう、調理形態及び与え方を工夫すること。

キ 医師の診断書のもと、保護者と連携し、適切なアレルギー食の提供を行うこと。

ク 体調不良の園児に対しては、個々の状態に応じた適切な食事を提供すること。

ケ 障がいのある園児に対しては、専門機関と相談をしながら、一人一人の園児の心身状態、特に咀嚼や嚥下の摂食機能や手指等の運動機能に応じて、適切な食材を選び、食事の形態を工夫し、適切な量を提供すること。

コ 食育基本法前文の「子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである」との理念に基づき、日々の食事を楽しむことができる工夫をするとともに、行事食・手作り食・園庭菜園・バイキング給食・リクエストメニュー等を実施し、適切な食育を行うこと。

(5) 配慮の必要な園児に対する保育

障がいのある園児等、特別な配慮を必要と考えられる園児の保育は、保護者や専門の相談機関と連携し、適切に行うこと。なお、特別な配慮を必要とする園児数により、別紙の「職員配置基準」を上回る職員が必要な場合は、病院と協議の上、契約の変更を行うことがある。

(6) 行事等

事業者は、おおむね別紙「京都市立病院院内保育所年間行事計画」に従って、各行事等を開催すること。

(7) 研修

事業者は、保育や調理の技術向上や自己研鑽を目的とした研修に職員が積極的に参加できるよう、配慮すること。

3 その他の業務負担区分

番号	項目	事業者	病院	保護者
1	入所用パンフレット作成	○		
2	利用者への説明	○		
3	入所者の選考		○	
4	入退所手続	○		
5	保育日時予定表作成			○
6	名簿管理等	○		
7	保護者会の開催等	○		○
8	乳幼児の健康管理	○		○
9	乳幼児の賠償責任保険・傷害保険への加入	○		
10	おむつ（リース）の提供	○		

1 1	布団, 毛布等の提供			○
1 2	着替え, 布団カバー, タオル, バスタオル, 汚れ物入れ, コップ等			○
1 3	日用品等の消耗品及び保育教材の購入	○		
1 4	土地・建物に関する公租公課		○	
1 5	施設・設備にかかる事項	【別表】のとおり		
1 6	什器・備品にかかる購入, 修繕	○		
1 7	光熱水費 (電気・ガス・水道)	○		
1 8	電話代	○		
1 9	経理処理業務	○		
2 0	保育所傷害保険等の加入	○		
2 1	廃棄物の処理	○		

【別表】

	事業者	病院
施設・設備に係る点検・検査 ○ 消防法及び建築基準法に準じた次の検査 消防設備検査, 建築設備定期検査, 特殊建築物定期検査 ○ 電気事業法に準じた電気設備点検		○
施設・設備に係る点検・検査 ○ 上記以外の施設運営に必要な点検・検査	○	
施設・設備にかかる管理修繕 ○ 施設・設備工事の瑕疵・不具合等による場合 ○ 自然災害による場合 ○ 適切な使用における経年劣化による場合 (消耗品を除く。)		○
施設・設備にかかる管理修繕 ○ 施設・設備機能を維持するための管理, 清掃等 (園庭・プール・砂場・遊具の管理, 空調排気設備, オイルトラップ, フィルター, カーテン等を含む) ○ 消耗品の購入・交換, 補充等 (電球, パッキン等) ○ 事業者が故意又は過失, 管理を怠ったことにより, 施設等を棄損又は滅失した場合	○	
指定樹木の定期剪定		○

※ 緊急時の初期対応・応急処置等で可能なものについては, 病院で対応しますが, その後, 業務負担区分に基づき適切な費用をご負担いただきます。

4 費用に関する基準

(1) 委託金

事業者は、毎月病院に対し委託金を請求し、病院は、請求が妥当と認めるときは、遅滞なく事業者に委託金を支払うものとする。

(2) 保育料

事業者は、次の費用を保護者から毎月徴収し、翌月10日までに病院に納入する。保護者からの徴収に当たっては、口座引き落とし等を利用し、現金での受け渡しは極力控えること。また、病院が保育料を変更した場合は、病院からの通知を受けて、変更後の保育料を徴収する。

基本保育料	京都市の認可保育所の保育料に準じる
時間外保育料	1,500円
一時保育料	2,000円×利用日数

※ 時間外保育料、一時保育料は京都市の基準に準じて変更する場合があります。

(3) その他の費用

次の費用については、事業者が、実費分を保護者から徴収し、保育所に関する運営費に充てるものとする。なお、保護者から徴収した費用については、翌月10日までに病院に報告しなければならない。

ア おむつリース代

イ 保育教材（文房具等）

ウ 絵本（個人所有分）

エ 給食代（3歳児以上の主食費に限る。）

オ 園外保育や行事にかかる実費（交通費等）

カ その他事業者と病院が協議のうえ徴収が妥当(1)と認めるもの。

5 引継業務

委託先の変更に伴う、事業の引継に関する考え方については、様式Ⅱ-4において具体的な提案を求めるものとする。

6 その他

(1) 情報公開及び調査等

事業者は、病院及び保護者等から、情報公開、調査及び報告等の要請がある場合は、これに応じるものとする。

(2) 本仕様書に定めるもののほか、必要と認める事項については、事業者は、随時病院と協議のうえ、決定する。

職員配置基準

1 園長

1名

2 保育士

年齢	基準(注1)	児童数	保育士数(注2)
0歳児	3 : 1	14	4.67
1歳児	5 : 1	13	2.6
2歳児	6 : 1	12	2
3歳児	15 : 1	7	0.47
4歳児	20 : 1	7	0.35
5歳児	25 : 1	7	0.28
必要保育士数の小計(A)			10.37
加算(B=(A×0.3)+2)			5.11
合計(C=A+B)			15.48
配置すべき保育士数(Cを小数点以下四捨五入)			15

(注1) 園児数に対応した必要保育士数の基準である。例えば、「3 : 1」であれば、園児3名につき保育士が1名必要となる。

(注2) 各年齢ごとに小数第3位を四捨五入して算出する。

3 調理師兼栄養士

2名

(共通基準人数)

60人定員以上

2名

京都市立病院院内保育所 年間行事計画

4月	入園・進級式
5月	保護者・職員交流会, 園庭整備,
6月	内科健診, 歯科健診
7月	七夕まつり, プール開き, 夏合宿(4, 5歳児)
8月	
9月	青いとりまつり
10月	運動会
11月	観劇
12月	作品展, クリスマス会
1月	新年のつどい・お餅つき, 冬合宿(4, 5歳児)
2月	節分, 生活発表会
3月	卒園式, お別れ会(退園式)

(開催月は参考)

- ・ 誕生会(毎月)
- ・ 英会話(毎月)
- ・ 体操教室(毎月)
- ・ リトミック(毎月)
- ・ 遠足(お弁当日)(毎月)
- ・ 避難訓練(毎月)
- ・ クラス懇談会(年3回)
- ・ 発達相談員による発達検診(年2回)